

長野工業高等専門学校広報企画室規則

制 定 平成22年4月22日

最終改正 令和7年12月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校広報企画室（以下「室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 広報戦略の企画・立案に関する事。
- 二 本校における広報企画に関する事。
- 三 各種委員会、各センター等の要望の取りまとめと提案に関する事。
- 四 外部機関との連携・協力に関する事。
- 五 所掌する業務の自己点検・評価に関する事。
- 六 その他広報企画に関する事。

(組織)

第3条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 総務主事
- 二 各系教員 各1名
- 三 リベラルアーツ教育院教員 2名
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 校長が必要と認める者

2 前項第六号に規定する室員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項の室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び会議の招集等)

第5条 室に室長を置き、総務主事をもって充てる。

- 2 室長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(室員以外の者の出席)

第6条 室長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する室員以外の者を会議に

出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 室の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 室の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならぬ。

2 この規則の定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校広報委員会規則（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（技術支援部規則の制定関係（第2条第2項））

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月21日 一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月29日 一部改正）

この規則は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月9日 一部改正）

この規則は、令和7年12月9日から施行する。